

農地法第4条・第5条（農地転用）許可申請書添付書類

魚沼市農業委員会（Tel.025-793-7981）

要否	書類名	申請者		備考
		個人	法人	
○	申請書	4条	1部+土地所有者数	
		5条	1部+土地所有者数+転用事業者数	
○	登記事項証明書（全部事項証明書に限る）※登記簿謄本	原本1通	原本1通	新潟地方法務局南魚沼支局（六日町）
	住民票または戸籍の附票	原本1通	—	登記事項証明書と現住所が異なる場合及び市外在住者
	定款もしくは寄附行為の写しまたは法人の登記事項証明書	—	1通	管轄法務局等
○	14条地図（公図）	原本1通	原本1通	新潟地方法務局南魚沼支局（市役所（各市民センター）の地籍図でも可）
○	位置図（1/10000ないし1/50000程度）	各1部	各1部	申請箇所に印をする
○	計画平面図等 ・配置図 ・平面図 ・立面図	各1部	各1部	・配置図（必要面積の確認） ・平面図（利用目的の確認） ・立面図（雨水・落雪の確認） 1/500または1/200程度
	位置選定理由書 （建物のない駐車場や資材置き場などの場合必要）	1部	1部	選定理由と駐車台数または置き場所が必要な資材の名称・寸法・数量などを記載
	利用計画図 （建物のない駐車場や資材置き場などの場合必要）	1部	1部	駐車場の区割りまたは資材の配置などを図面に記載 現敷地の不足による場合は、現敷地の利用状況図も必要
△	土地改良区の意見書	原本1通	原本1通	土地改良区の地区内の場合
○	資金計画申出書	1部	1部	
○	その他資金を証する書類 （残高証明または融資証明等）	原本1通	原本1通	
○	被害防除策等概要書	1部	1部	
	その他参考となる書面	1部	1部	委任状・排水計画・同意書等
	その他確認事項	農振・水道・下水道・ガス・除雪・乗入・文化財・電気		

※申請は毎月5日締め切りです。（閉庁日の場合は翌日以降の開庁日。以降は翌月の申請分となります。）

※地元の農業委員に申請内容を説明していただきます。

※土地の所有者が農業者年金を受給している場合、年金が止まることがありますので、事前に農業委員会にご相談ください。

※農業振興地域の農用地域内の農地を転用する場合は、その区域からの除外等が必要です。（詳しくは、産業経済部農政課（Tel.793-7647）にお問い合わせください。）